

## 令和2年度秋田地方最低賃金審議会等審議日程一覽表

開催回数	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
本審	2.7.1	2.7.27	2.8.5	2.8.21	3.3.3	—
専門部会	—	2.7.27(第1回)	2.8.5(第3回)	—	—	—
運営小委員会	—	—	—	—	—	—
特別小委員会	—	—	—	2.8.21	—	—

公益委員会議	2.6.16	2.9.10
--------	--------	--------

## 最低賃金専門部会等

区分	秋田地域最低賃金		特 定 最 低 賃 金		
	県別	非鉄金属製錬・精製業 非鉄金属第1次製錬・精製業(E231) 非鉄金属第2次製錬・精製業(E232) (非鉄金属合金製造業を含む。)	電子部品・デバイス・電子回路、電池、 電子応用装置、その他の電気機械器具、 映像・音響機械器具、電子計算機・ 同附属装置製造業 (E28(E2832を除く)、E295、E296、 E299、E302(E3023を除く)、E303)	自動車・同附属品製造業 (E311)	自動車(新車)、自動車 附属品・附属品小売業 (I5911、I5913)
改正等意向表明の受理日	—	2.2.20	2.2.19	2.3.26	2.3.26
改正等申出の受理日	—	2.6.26	2.7.17	2.7.30	2.7.30
改正の必要性の諮問日	—	2.8.5	2.8.5	2.8.5	2.8.5
関係者からの意見聴取日	2.7.27	(意見書) 2.10.6	(意見書) 2.9.30	(意見書) 2.10.12	(意見書) 2.10.9
改正の必要性ありの答申	—	2.8.21	2.8.21	2.8.21	2.8.21
最低賃金額改正の諮問	2.7.1	2.8.21	2.8.21	2.8.21	2.8.21
専門部会委員の任命	2.7.17	2.9.7	2.9.7	2.9.7	2.9.7
第1回	2.7.27	(合同専門部会開催) 2.9.17	(合同専門部会開催) 2.9.17	(合同専門部会開催) 2.9.17	(合同専門部会開催) 2.9.17
第2回	2.7.31	2.10.6	2.9.30	2.10.12	2.10.9
第3回	2.8.5	2.10.13	2.10.7	—	—
第4回	—	—	—	—	—
第5回	—	—	—	—	—
第6回	—	—	—	—	—
答申	2.8.5	2.10.13	2.10.7	2.10.12	2.10.9
異議申出の受理	2.8.19	—	—	—	—
異議申出の諮問	2.8.21	—	—	—	—
異議に対する答申	2.8.21	—	—	—	—
官報公示日	2.9.1	2.11.18	2.11.18	2.11.18	2.11.18
効力発生日	2.10.1	2.12.25	2.12.25	2.12.25	2.12.25



## 令和2年度 最賃審議会等開催実績

月 日	6月		7月		8月		9月		10月		3月	
	曜日		曜日		曜日		曜日		曜日		曜日	
1	月		水	第1回本審(諮問)	土		火		木		月	
2	火		木		日		水		金		火	
3	水		金		月		木		土		水	第5回本審(審議経過、総括)
4	木		土		火		金		日		木	
5	金		日		水	第3回地賃専門部会(金額審議、報告) 第3回本審(答申、特定諮問)	土		月		金	
6	土		月		木		日		火	第2回非鉄専門部会	土	
7	日		火		金		月		水	第3回電子専門部会	日	
8	月		水		土		火		木		月	
9	火		木		日		水		金	第2回自動車小売専門部会	火	
10	水		金		月		木	第2回公益委員会議	土		水	
11	木		土		火		金		日		木	
12	金		日		水		土		月	第2回自動車製造専門部会	金	
13	土		月		木		日		火	第3回非鉄専門部会	土	
14	日		火		金		月		水		日	
15	月		水		土		火		木		月	
16	火	第1回公益委員会議	木		日		水		金		火	
17	水		金		月		木	第1回特定最賃合同専門部会	土		水	
18	木		土		火		金		日		木	
19	金		日		水		土		月		金	
20	土		月		木	異議締切	日		火		土	
21	日		火		金	第1回特別小委員会 第4回本審(異議審、特定答申、諮問)	月		水		日	
22	月		水	(中賃目安答申)	土		火		木	電子部品異議締切	月	
23	火		木		日		水		金		火	
24	水		金		月		木		土		水	
25	木		土		火		金		日		木	
26	金		日		水		土		月	自動車小売異議締切	金	
27	土		月	第2回本審(目安伝達) 第1回地賃専門部会(参考人聴取)	木		日		火	自動車製造異議締切	土	
28	日		火		金		月		水	非鉄金属異議締切	日	
29	月		水		土		火		木		月	
30	火		木		日		水	第2回電子専門部会	金		火	
31			金	第2回地賃専門部会	月				土		水	



## 令和 2 年度秋田地方最低賃金審議会審議経過の概要

回数	開催月日・場所	審議の状況概要(議題等)
第 1 回 本 審	7月1日(水) 15:00～15:40 秋田市文化会館 ・公5労5使5 ・傍聴人7名 ・マスコミ4社	1 会長代理の選出について 2 令和元年度の審議経過と総括について 3 令和2年度秋田県最低賃金の改正決定の諮問について 4 令和2年度審議方針について 5 令和2年度審議日程について 6 その他 ・意見聴取(意見書の提出があった場合)について ・最低賃金引上げに向けた中小企業支援対策について ・参考資料集について
第 2 回 本 審	7月 27 日(月) 15:00～15:40 合庁第1会議室 ・公5労5使5 ・傍聴人7名 ・マスコミ7社	1 令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について(伝達) 2 賃金実態調査結果について 3 その他 ・今後の審議日程(案)について ・意見書について ・専門部会の委員について
第 1 回 地 賃 専 門 部 会	7月 27 日(月) 15:50～17:20 合庁第1会議室 ・公3労3使3 ・傍聴人 10 名 ・マスコミ3社 (冒頭のみ公開)	1 部会長及び部会長代理の選出について 2 参考人意見聴取について ・参考人2名から意見聴取 3 秋田県最低賃金の金額審議について ・労使の基本的考え方と金額提示 ・公労・公使会議を開催し、意見を交換した。 4 今後の審議日程について
第 2 回 地 賃 専 門 部 会	7月 31 日(金) 13:25～14:55 合庁第2会議室 ・公3労3使3 (冒頭のみ公開)	1 秋田県最低賃金の金額審議について ・公労・公使会議を開催し、意見を交換した
第 3 回 地 賃 専 門 部 会	8月5日(水) 13:30～15:10 合庁第2会議室 ・公3労3使3 (冒頭のみ公開)	1 秋田県最低賃金の金額審議について ・公労・公使会議を開催し、意見を交換したところ、2円 引上げて時間額 792 円とすることで全会一致により結 審した。 2 秋田県最低賃金の改正決定について(答申) 最低賃金審議会令第6条5項を適用し、専門部会の決議をも って本審の決議とした。なお、答申は本審の場で行うこととし た。

回数	開催月日・場所	審議の状況概要(議題等)
第3回 本 審	8月5日(水) 15:20~15:40 合庁第1会議室 ・公5労5使5 ・傍聴人6名 ・マスコミ11社15人	1 秋田県最低賃金専門部会からの報告及び改正決定の答申について ・専門部会の審議経過について報告があり、2円引上げて時間額 792 円とすることで全会一致により結審したことが報告され、局長に答申した。 2 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について(諮問) ・必要性の諮問 ・特別小委員会設置の承認
第1回 特別小 委員会	8月21日(金) 10:00~10:20 合庁第2会議室 ・公3労3使3	1 委員長及び委員長代理の選出について 2 「既設4特定最低賃金」の改正の必要性の有無について ・申出要件の審議の結果、何れも「必要性あり」で合意
第4回 本 審	8月21日(金) 10:30~11:10 合庁第1会議室 ・公5労5使4 ・傍聴人5名 ・マスコミ10社	1 秋田県最低賃金の改正決定に係る異議の申出の取扱いについて ・異議申出 10 件に対する取扱いを審議した結果、改正決定答申のとおり決定すべき旨を全会一致で議決し答申 2 秋田県特定最低賃金に関する特別小委員会報告及び改正決定の諮問について
第1回 特定最 低賃金 合同專 門部会	9月17日(木) 秋田県教育会館 9:55~10:50 非鉄 公3労3使3 電子 公3労3使3 自製 公3労3使3 自小 公3労3使2 ・マスコミ2社	1 各専門部会の部会長及び部会長代理の選出について 2 各専門部会の意見聴取の方法について ・書面による聴取、聴取書の様式ほかを審議 3 各特定最低賃金の発効日の統一について 4 各専門部会の審議の進め方について ・審議日程等について申合せ 5 その他 ・賃金実態調査結果報告
第2回 電子部 品等專 門部会	9月30日(水) 合庁第2会議室 13:00~15:00 ・公3労3使3 (非公開)	1 参考人意見書について ・労使各1名からの意見書の報告 2 改正決定に当たりの基本的な考え方と金額提示について ・労使の基本的考え方と金額提示、金額審議
第2回 非鉄專 門部会	10月6日(火) 第2合庁会議室 13:00~15:20 ・公2労3使3 (非公開)	1 参考人意見書について ・労使各1名からの意見書の報告 2 改正決定に当たりの基本的な考え方と金額提示について ・労使の基本的考え方と金額提示、金額審議

回数	開催月日・場所	審議の状況概要(議題等)
第3回 電子部 品等専 門部会	10月7日(水) 第2合庁会議室 13:00~17:05 ・公3労3使3 (非公開)	1 改正決定に係る金額審議について ・引上げ金額について審議を継続 ・時間額を <u>3円</u> 引上げて <u>836 円</u> とすることを全会一致 で議決し結審、6条5項を適用し同日答申
第2回 自動車 小売専 門部会	10月9日(金) 合庁第2会議室 12:55~14:25 ・公2労3使2 (非公開)	1 参考人意見書について ・労使各1名からの意見書の報告 2 改正決定に当たりの基本的な考え方と金額提示につ いて ・労使の基本的考え方と金額提示、金額審議 ・時間額を <u>3円</u> 引上げて <u>864 円</u> とすることを全会一致 で議決し結審、6条5項を適用し同日答申
第2回 自動車 製造専 門部会	10月12日(月) 合庁第2会議室 12:55~14:20 ・公2労3使3 (非公開)	1 参考人意見書について ・労使各1名からの意見書の報告 2 改正決定に当たりの基本的な考え方と金額提示につ いて ・労使の基本的考え方と金額提示、金額審議 ・時間額を <u>4円</u> 引上げて <u>877 円</u> とすることを全会一致 で議決し結審、6条5項を適用し同日答申
第3回 非鉄専 門部会	10月13日(火) 第2合庁会議室 12:55~14:30 ・公3労3使3 (非公開)	1 改正決定に係る金額審議について ・引上げ金額について審議を継続 ・時間額を <u>4円</u> 引上げて <u>895 円</u> とすることを全会一致 で議決し結審、6条5項を適用し同日答申
第5回 本 審	3月3日(水) 13:30~ 合庁第1会議室 ・公4労5使5 ・傍聴人 名 ・マスコミ 社	1 令和2年度の審議経過と総括について 2 各専門部会等の廃止について 3 その他





**令和 2 年度特定最低賃金改定の審議経過  
(非鉄金属製錬・精製業専門部会)**

**1 審議経過**

回数	開催月日・場所	審議の状況概要(議題等)
第 1 回 特定最低賃金 合同専門部会	9 月 17 日(木) 9:55～10:50 秋田県教育会館 非鉄 公 3 労 3 使 3 電子 公 3 労 3 使 3 自製 公 3 労 3 使 3 自小 公 3 労 3 使 2	1 各専門部会の部会長及び部会長代理の選出について 2 各専門部会の意見聴取の方法について ・書面による聴取、聴取書の様式ほかを審議 3 各特定最低賃金の発効日の統一について 4 各専門部会の審議の進め方について ・審議日程等について申合せ 5 その他 ・賃金実態調査結果報告
第 2 回 非鉄専門部会	10 月 6 日(火) 13:00～15:20 第 2 合庁会議室 ・公 2 労 3 使 3 (冒頭のみ公開)	1 参考人意見書について ・労使各 1 名からの意見書の報告 2 改正決定に当たっての基本的な考え方と金額提示について ・労使の基本的考え方と金額提示、金額審議
第 3 回 非鉄専門部会	10 月 13 日(火) 12:55～14:30 第 2 合庁会議室 ・公 3 労 3 使 3 (冒頭のみ公開)	1 改正決定に係る金額審議について ・引上げ金額について審議を継続 ・時間額を <u>4 円引上げて 895 円とすることを全会一致で</u> 議決して結審し、審議会令 6 条 5 項を適用し同日答申

**2 審議結果**

- ① 別添「非鉄金属製錬・精製業最低賃金改正決定に関する報告書」のとおり。
- ② 別添「非鉄金属製錬・精製業最低賃金の改正決定について(答申)」のとおり。



令和2年10月13日

秋田地方最低賃金審議会

会長 赤坂 薫 殿

秋田地方最低賃金審議会

秋田県非鉄金属製錬・精製業

最低賃金専門部会

部会長 長 岐 和 行

秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金の  
改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和2年8月21日秋田地方最低賃金審議会において付託された秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

### 記

(公益代表委員)

赤坂 薫

伊藤 慎一

長岐 和行

(労働者代表委員)

近藤 洋二

佐藤 伸幸

成田 幸夫

(使用者代表委員)

木村 鋭

西村 俊治

脇 正雄

## 別 紙

秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

### 1 適用する地域

秋田県の区域

### 2 適用する使用者

前号の地域内で非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属第1次製錬・精製業又は非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）に分類されるものに限る。）を営む使用者

### 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

### 4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間895円

### 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

### 6 効力発生の日

令和2年12月25日



令和2年10月13日

秋田労働局長  
甲斐三照殿

秋田地方最低賃金審議会  
会長 赤坂 薫

秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金の  
改正決定について（答申）

当審議会は、令和2年8月21日付け秋労発基0821第1号をもって貴職から諮問のあった標記について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

（別紙省略）

**令和 2 年度特定最低賃金改定の審議経過  
(電子部品・デバイス等製造業専門部会)**

**1 審議経過**

回数	開催月日・場所	審議の状況概要(議題等)
第 1 回 特定最低賃金 合同専門部会	9 月 17 日(木) 9:55～10:50 秋田県教育会館 非鉄 公 3 労 3 使 3 電子 公 3 労 3 使 3 自製 公 3 労 3 使 3 自小 公 3 労 3 使 2	1 各専門部会の部会長及び部会長代理の選出について 2 各専門部会の意見聴取の方法について ・書面による聴取、聴取書の様式ほかを審議 3 各特定最低賃金の発効日の統一について 4 各専門部会の審議の進め方について ・審議日程等について申合せ 5 その他 ・賃金実態調査結果報告
第 2 回 電子部品等専門部会	9 月 30 日(水) 13:00～15:00 合庁第 2 会議室 ・公 3 労 3 使 3 (冒頭のみ公開)	1 参考人意見書について ・労使各 1 名からの意見書の報告 2 改正決定に当たっての基本的な考え方と金額提示について ・労使の基本的考え方と金額提示、金額審議
第 3 回 電子部品等専門部会	10 月 7 日(水) 13:00～17:05 第 2 合庁会議室 ・公 3 労 3 使 3 (冒頭のみ公開)	1 改正決定に係る金額審議について ・引上げ金額について審議を継続 ・時間額を <u>3 円引上げて 836 円とすることを全会一致で</u> 議決して結審し、審議会令 6 条 5 項を適用し同日答申

**2 審議結果**

- ① 別添「電子部品・デバイス等製造業最低賃金改正決定に関する報告書」のとおり。
- ② 別添「電子部品・デバイス等製造業最低賃金の改正決定について(答申)」のとおり。

写

令和2年10月7日

秋田地方最低賃金審議会

会長 赤坂 薫 殿

秋田地方最低賃金審議会

秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、  
電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・  
音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業  
最低賃金専門部会

部会長 白木 智 昭

秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、  
その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同  
附属装置製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和2年8月21日秋田地方最低賃金審議会において付託された秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

(公益代表委員)

白木 智 昭

長岐 和 行

堀井 潤

(労働者代表委員)

天野 義 孝

後藤 正文

佐藤 成 樹

(使用者代表委員)

佐藤 宗 樹

瀧澤 薫

若泉 裕 明

## 別 紙

秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

### 1 適用する地域

秋田県の区域

### 2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業（光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (2) 電池製造業
- (3) 電子応用装置製造業
- (4) その他の電気機械器具製造業
- (5) 映像・音響機械器具製造業（電気音響機械器具製造業を除く。）
- (6) 電子計算機・同附属装置製造業
- (7) (2)から(6)までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (8) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(6)までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

### 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
  - イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務
  - ロ 電気部品の組立て又は加工の業務のうち、主として卓上において行う組線、巻線、はんだ付け、取付け又は検査の業務

### 4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間836円

### 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

### 6 効力発生の日

令和2年12月25日

写

令和2年10月7日

秋田労働局長  
甲斐三照殿

秋田地方最低賃金審議会  
会長 赤坂 薫

秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子  
応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械  
器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金の改  
正決定について（答申）

当審議会は、令和2年8月21日付け秋労発基0821第1号をもって  
貴職から諮問のあった標記について、慎重に審議を重ねた結果、別紙  
のと通りの結論に達したので答申する。

（別紙省略）



**令和 2 年度 特定最低賃金改定の審議経過**  
(自動車・同附属品製造業専門部会)

**1 審議経過**

回数	開催月日・場所	審議の状況概要(議題等)
第 1 回 特定最低賃金 合同専門部会	9 月 17 日(木) 9:55~10:50 秋田県教育会館 非鉄 公 3 労 3 使 3 電子 公 3 労 3 使 3 自製 公 3 労 3 使 3 自小 公 3 労 3 使 2	1 各専門部会の部会長及び部会長代理の選出について 2 各専門部会の意見聴取の方法について ・書面による聴取、聴取書の様式ほかを審議 3 各特定最低賃金の発効日の統一について 4 各専門部会の審議の進め方について ・審議日程等について申合せ 5 その他 ・賃金実態調査結果報告
第 2 回 自動車 製造専門部会	10 月 12 日(月) 12:55~14:20 合庁第 2 会議室 ・公 2 労 3 使 3 (冒頭のみ公開)	1 参考人意見書について ・労使各 1 名からの意見書の報告 2 改正決定に当たっての基本的な考え方と金額提示について ・労使の基本的考え方と金額提示、金額審議 ・時間額を <u>4 円引上げて 877 円とすることを全会一致で</u> 議決して結審し、審議会令 6 条 5 項を適用し同日答申

**2 審議結果**

- ① 別添「自動車・同附属品製造業最低賃金改正決定に関する報告書」のとおり。
- ② 別添「自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について(答申)」のとおり。

写

令和2年10月12日

秋田地方最低賃金審議会

会長 赤坂 薫 殿

秋田地方最低賃金審議会

秋田県自動車・同附属品製造業

最低賃金専門部会

部会長 堀 井 潤

秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金

の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和2年8月21日秋田地方最低賃金審議会において付託された秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

(公益代表委員)

伊藤 慎一

白木 智昭

堀井 潤

(労働者代表委員)

佐藤 伸幸

高橋 智也

牧野 正人

(使用者代表委員)

倉部 稻穂

菅原 勇紀

堀江 重久

## 別 紙

秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

### 1 適用する地域

秋田県の区域

### 2 適用する使用者

前号の地域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

### 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

### 4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間877円

### 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

### 6 効力発生の日

令和2年12月25日



令和2年10月12日

秋田労働局長  
甲斐三照殿

秋田地方最低賃金審議会  
会長 赤坂 薫

秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金  
の改正決定について（答申）

当審議会は、令和2年8月21日付け秋労発基0821第1号をもって貴職から諮問のあった標記について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

（別紙省略）

**令和 2 年度 特定最低賃金改定の審議経過**  
(自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業専門部会)

### 1 審議経過

回数	開催月日・場所	審議の状況概要(議題等)
第 1 回 特定最低賃金 合同専門部会	9 月 17 日(木) 9:55~10:50 秋田県教育会館 非鉄 公 3 労 3 使 3 電子 公 3 労 3 使 3 自製 公 3 労 3 使 3 自小 公 3 労 3 使 2	1 各専門部会の部会長及び部会長代理の選出について 2 各専門部会の意見聴取の方法について ・書面による聴取、聴取書の様式ほかを審議 3 各特定最低賃金の発効日の統一について 4 各専門部会の審議の進め方について ・審議日程等について申合せ 5 その他 ・賃金実態調査結果報告
第 2 回 自動車 小売専門部会	10 月 9 日(金) 12:55~14:25 合庁第 2 会議室 ・公 2 労 3 使 2 (冒頭のみ公開)	1 参考人意見書について ・労使各 1 名からの意見書の報告 2 改正決定に当たっての基本的な考え方と金額提示について ・労使の基本的考え方と金額提示、金額審議 ・時間額を <u>3 円引上げて 864 円とすることを全会一致で</u> 議決して結審し、審議会令 6 条 5 項を適用し同日答申

### 2 審議結果

- ① 別添「自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金改正決定に関する報告書」のとおり。
- ② 別添「自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正決定について(答申)」のとおり。



令和2年10月9日

秋田地方最低賃金審議会

会長 赤坂 薫 殿

秋田地方最低賃金審議会

秋田県自動車（新車）、自動車部分  
品・付属品小売業最低賃金専門部会

部会長 赤坂 薫

秋田県自動車（新車）、自動車部分品・付属品  
小売業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和2年8月21日秋田地方最低賃金審議会において付託された秋田県自動車（新車）、自動車部分品・付属品小売業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

（公益代表委員）

赤坂 薫  
伊藤 慎一  
堀井 潤

（労働者代表委員）

佐々木 真司  
佐藤 和貴  
保坂 元

（使用者代表委員）

阿部 聖子  
小河原 欣也  
佐々木 俊幸

## 別 紙

秋田県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

### 1 適用する地域

秋田県の区域

### 2 適用する使用者

前号の地域内で自動車（新車）小売業、自動車部分品・附属品小売業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車（新車）小売業又は自動車部分品・附属品小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者

### 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

### 4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間864円

### 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

### 6 効力発生の日

令和2年12月25日

写

令和2年10月9日

秋田労働局長  
甲斐三照 殿

秋田地方最低賃金審議会  
会長 赤坂 薫

秋田県自動車（新車）、自動車部分品・附属品  
小売業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和2年8月21日付け秋労発基0821第1号をもって  
貴職から諮問のあった標記について、慎重に審議を重ねた結果、別紙  
のと通りの結論に達したので答申する。

（別紙省略）



## 令和2年度 地域別最低賃金 改定状況

都道府県名	ランク	改定額【円】 ※括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額	引上げ額【円】	発効年月日
北海道	C	861 ( 861 )	-	2019年10月3日
青森	D	793 ( 790 )	3	2020年10月3日
岩手	D	793 ( 790 )	3	2020年10月3日
宮城	C	825 ( 824 )	1	2020年10月1日
秋田	D	792 ( 790 )	2	2020年10月1日
山形	D	793 ( 790 )	3	2020年10月3日
福島	D	800 ( 798 )	2	2020年10月2日
茨城	B	851 ( 849 )	2	2020年10月1日
栃木	B	854 ( 853 )	1	2020年10月1日
群馬	C	837 ( 835 )	2	2020年10月3日
埼玉	A	928 ( 926 )	2	2020年10月1日
千葉	A	925 ( 923 )	2	2020年10月1日
東京	A	1,013 ( 1013 )	-	2019年10月1日
神奈川	A	1,012 ( 1011 )	1	2020年10月1日
新潟	C	831 ( 830 )	1	2020年10月1日
富山	B	849 ( 848 )	1	2020年10月1日
石川	C	833 ( 832 )	1	2020年10月7日
福井	C	830 ( 829 )	1	2020年10月2日
山梨	B	838 ( 837 )	1	2020年10月9日
長野	B	849 ( 848 )	1	2020年10月1日
岐阜	C	852 ( 851 )	1	2020年10月1日
静岡	B	885 ( 885 )	-	2019年10月4日
愛知	A	927 ( 926 )	1	2020年10月1日
三重	B	874 ( 873 )	1	2020年10月1日
滋賀	B	868 ( 866 )	2	2020年10月1日
京都	B	909 ( 909 )	-	2019年10月1日
大阪	A	964 ( 964 )	-	2019年10月1日
兵庫	B	900 ( 899 )	1	2020年10月1日
奈良	C	838 ( 837 )	1	2020年10月1日
和歌山	C	831 ( 830 )	1	2020年10月1日
鳥取	D	792 ( 790 )	2	2020年10月2日
島根	D	792 ( 790 )	2	2020年10月1日
岡山	C	834 ( 833 )	1	2020年10月3日
広島	B	871 ( 871 )	-	2019年10月1日
山口	C	829 ( 829 )	-	2019年10月5日
徳島	C	796 ( 793 )	3	2020年10月4日
香川	C	820 ( 818 )	2	2020年10月1日
愛媛	D	793 ( 790 )	3	2020年10月3日
高知	D	792 ( 790 )	2	2020年10月3日
福岡	C	842 ( 841 )	1	2020年10月1日
佐賀	D	792 ( 790 )	2	2020年10月2日
長崎	D	793 ( 790 )	3	2020年10月3日
熊本	D	793 ( 790 )	3	2020年10月1日
大分	D	792 ( 790 )	2	2020年10月1日
宮崎	D	793 ( 790 )	3	2020年10月3日
鹿児島	D	793 ( 790 )	3	2020年10月3日
沖縄	D	792 ( 790 )	2	2020年10月3日
全国加重平均額		902 ( 901 )	1	



# 非鉄金属製造業最低賃金改定状況

令和3年1月31日現在

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		採決	発効日	(参考) 地域最賃 引上額	
	時間額	比較 (時間額)	時間額	比較 (時間額)	時間額	比較 (時間額)	時間額	比較 (時間額)	時間額	比較 (時間額)	時間額	比較 (時間額)				
大阪(A)	860	20	885	25	910	25	937	27	965	28	965	0	改正の必要性なし	指	令和元年12月1日	0
埼玉(A)	869	15	884	15	904	20	924	20	944	20	948	4	○	指	12月1日	2
静岡(B)	867	15	882	15	898	16	916	18	935	19	935	引き上げなし	▲	指	令和元年12月1日	0
三重(B)	848	15	864	16	881	17	900	19	920	20	921	1	○	指	12月21日	1
秋田(D)	818	14	834	16	851	17	871	20	891	20	895	4	○	指	12月25日	2
福島(D)	816	14	831	15	847	16	改定必要性無		865	18	866	1	○	法	12月18日	2
大分(D)	825	18	846	21	866	20	886	20	907	21	911	4	○	法	12月25日	2

採決状況 ○:全会一致 ●:使用者側反対 ●:使用者側一部反対 ▲:労働者側反対 ▲:労働者側一部反対

	E231	E232	E233	E234	E235	E239	E22
大阪	×	×	○	○	×	×	×
埼玉	×	○	○	○	×	×	×
静岡	×	○	○	○	一部	×	一部
三重	×	×	×	○	×	×	×
秋田	○	○	×	×	×	×	×
福島	○	○	○	○	○	○	×
大分	○	○	×	○	×	○	×

# 電気機械器具等製造業最低賃金改定状況

令和2年1月31日現在

都道府県名	ランク	改定前額	改定後額	前年比較	採決		発効日		(参考) 地域最賃 引上額	
		時間額	時間額	時間額						
埼玉	A	951	954	3	○	○	指	12月1日	2	
千葉		951	954	3	○	—	指	12月25日	2	
神奈川		890(地 1,012)	意向表明及び申出なし					指	平成27年3月1日	1
愛知		901(地 927)	必要性なし					指	平成30年12月16日	1
大阪		965	966	1	○	—	指	12月1日	0	
茨城	B	901	904	3	●	●	指	12月31日	2	
栃木		910	913	3	●	●	指	12月31日	1	
富山		849	851	2	○	—	法	12月18日	1	
山梨		913	914	1	▲	▲	法	1月14日	1	
長野		892	894	2	○	—	法	12月4日	1	
静岡		919	920	1	●	●	指	12月21日	0	
三重		905	906	1	▲	▲	指	12月21日	1	
京都		936	引き上げなし			○	○	法	令和元年12月22日	0
兵庫		900	902	2	○	—	指	12月1日	1	
広島		895	897	2	○	○	指	12月31日	0	
北海道		894	895	1	○	—	指	12月1日	0	
宮城		862	864	2	○	—	法	12月20日	1	
群馬		908	910	2	○	—	法	12月31日	2	
新潟		908	910	2	○	—	指	12月30日	1	
石川	868	870	2	○	—	指	12月31日	1		
福井	857	必要性なし					指	令和元年12月24日	1	
岐阜	C	886	887	1	○	—	指	12月21日	1	
奈良		882	883	1	○	○	法	12月31日	1	
岡山		878	必要性なし					法	令和元年12月25日	1
山口		892	893	1	○	—	指	12月15日	0	
徳島		885	888	3	○	—	指	12月21日	3	
香川		883	886	3	○	—	指	12月15日	2	
福岡		926	927	1	○	—	指	12月10日	1	
青森		829	833	4	○	○	指	12月21日	3	
岩手	818	820	2	○	○	法	12月31日	3		
秋田	<b>833</b>	<b>836</b>	<b>3</b>	○	—	<b>指</b>	<b>12月25日</b>	<b>2</b>		
山形	843	846	3	○	○	法	12月25日	3		
福島	833	834	1	○	—	法	12月17日	2		
鳥取	807	809	2	○	—	法	12月30日	2		
島根	822	825	3	○	—	法	11月21日	2		
愛媛	892	895	3	○	—	指	12月25日	3		
高知	793	必要性なし					指	令和元年12月29日	2	
佐賀	836	839	3	○	—	法	12月17日	2		
長崎	833	837	4	○	—	法	12月20日	3		
熊本	832	836	4	○	—	指	12月15日	3		
大分	832	835	3	○	—	法	12月25日	2		
宮崎	800	803	3	○	—	法	12月25日	3		
鹿児島	812	815	3	○	—	法	12月27日	3		

\* 神奈川、愛知は、地域別最低賃金が適用

採決状況 ○:全会一致

●:使用者側反対

◐:使用者側一部反対

▲:労働者側反対

◑:労働者側一部反対

# 自動車製造業最低賃金改定状況

令和3年1月31日現在

都道府県名	ランク	改定前額	改定後額	前年比較	採決		発効日		(参考) 地域最賃 引上額
		時間額	時間額	時間額					
埼玉	A	961	966	5	○	○	指	12月1日	2
東京		838(地 1,013)	必要性なし			法	平成24年2月18日	0	
神奈川		855(地 1,012)	意向表明及び申出なし			指	平成25年3月1日	1	
愛知		955	957	2	●	●	法	12月16日	1
大阪		969	970	1	○	—	指	12月1日	0
栃木	B	917	920	3	●	●	指	12月31日	1
富山		907	912	5	○	—	法	12月19日	1
山梨		918	919	1	▲	▲	法	1月14日	1
静岡		950	951	1	●	●	指	12月21日	0
三重		941	942	1	○	○	指	12月21日	1
滋賀		934	936	2	○	○	指	12月31日	2
京都		947	引き上げなし		▲	▲	法	令和元年12月22日	0
広島		914	915	1	▲	▲	指	12月31日	0
群馬	C	908	910	2	○	—	法	12月31日	2
石川		920	922	2	○	—	指	1月10日	1
岐阜		930	932	2	●	●	指	12月21日	1
岡山		921	必要性なし			法	令和元年12月29日	1	
山口		936	937	1	○	—	指	12月15日	0
福岡		944	引き上げなし		○	—	指	令和元年12月10日	1
秋田	D	<b>873</b>	<b>877</b>	<b>4</b>	○	—	<b>指</b>	<b>12月25日</b>	<b>2</b>
山形		858	861	3	○	○	法	12月25日	3
福島		869	870	1	○	—	法	12月12日	3
島根		879	887	8	○	—	法	12月5日	2
熊本		884	888	4	○	—	指	12月15日	3
大分		875	878	3	○	—	法	12月25日	2

※東京、神奈川は、地域最低賃金が適用

採決状況 ○:全会一致 ●:使用者側反対 ●◐:使用者側一部反対

▲:労働者側反対 ▲◐:労働者側一部反対

# 自動車小売業最低賃金改定状況

令和3年1月31日現在

ランク	都道府県名		改正前	改正後	前年度比較	採決		発効日		(参考)	
			時間額	時間額	時間額					地域最賃引上額	
A	埼玉	自動車小売	957	962	5	○	○	指	12月1日	2	
	千葉	新車	922(地 925)	必要性なし					指	平成30年12月25日	2
	神奈川	自動車小売	842(地 1,012)	意向表明及び申出なし					指	平成23年12月21日	1
	愛知	新車	941	943	2	●	●	法	12月16日	1	
	大阪	自動車小売	965	必要性なし					指	令和元年12月1日	0
B	富山	新車	769(地 849)	意向表明及び申出なし					法	平成23年1月20日	1
	京都	新車	911	引き上げなし		○	○	法	令和元年12月22日	0	
	兵庫	自動車小売	901	必要性なし					指	令和元年12月1日	1
	広島	自動車小売	912	913	1	○	○	指	12月31日	0	
C	宮城	自動車小売	890	891	1	○	—	指	12月24日	1	
	新潟	新車、附属品含む	919	920	1	○	—	法	12月18日	1	
	奈良	自動車小売	884	885	1	○	○	法	12月31日	1	
	福岡	新車	940	941	1	○	—	指	12月10日	1	
D	青森	自動車小売	861	864	3	○	○	指	12月21日	3	
	岩手	自動車小売	861	863	2	▲	▲	法	12月31日	3	
	秋田	新車、附属品含む	861	864	3	○	—	指	12月25日	2	
	福島	自動車小売	867	868	1	○	—	法	12月24日	2	
	島根	新車	865	872	7	○	—	法	11月29日	2	
	大分	新車	844	848	4	○	—	法	12月25日	2	
	宮崎	新車	828	832	4	○	—	法	12月30日	3	
	鹿児島	新車	844	847	3	○	—	法	12月24日	3	
	沖縄	新車	770(地 792)	必要性なし					法	平成30年11月18日	2

\* 千葉、神奈川、富山、沖縄は、地域別最低賃金が適用

採決状況

○:全会一致

●:使用者側反対

⊙:使用者側一部反対

▲:労働者側反対

⬆:労働者側一部反対

# 令和3年度 審議会等開催予定(素案)

月 日	6 月			7 月			8 月			9 月			10 月			4 年 2 月			月 日
	曜日			曜日			曜日			曜日			曜日			曜日			
1	火			木			日			水			金			火			1
2	水			金			月			木			土			水			2
3	木			土			火			金			日			木			3
4	金			日			水			土			月			金			4
5	土			月			木			日			火			土			5
6	日			火			金			月			水			日			6
7	月			水			土			火			木			月			7
8	火			木			日			水			金			火			8
9	水			金			月			木			土			水			9
10	木			土			火			金			日			木			10
11	金			日			水			土			月			金			11
12	土			月			木			日			火			土			12
13	日			火			金			月			水			日			13
14	月			水			土			火			木			月			14
15	火			木			日			水			金			火			15
16	水			金			月			木			土			水			16
17	木			土			火			金			日			木			17
18	金			日			水			土			月			金			18
19	土			月			木			日			火			土			19
20	日			火			金			月			水			日			20
21	月			水			土			火			木			月			21
22	火			木			日			水			金			火			22
23	水			金			月			木			土			水			23
24	木			土			火			金			日			木			24
25	金			日			水			土			月			金			25
26	土			月			木			日			火			土			26
27	日			火			金			月			水			日			27
28	月			水			土			火			木			月			28
29	火			木			日			水			金						29
30	水			金			月			木			土						30
31				土			火						日						31

第1回本審  
(諮問)

第2回専門部  
会(金額審  
議)

第3回専門部  
会(報告)  
第3回本審  
(答申、特定

8/5答申が  
10/1発効期限

第1回公益委  
員会議

第2回公益委  
員会議

特定最賃合  
同専門部会  
(第1回)

第2回特定最  
賃専門部会

第3回特定最  
賃専門部会

10/1発効異議申出  
締切

第1回特別小  
委員会  
第4回本審  
(異議審、特  
定答申、諮  
問)

(中賃目安答申 未定)

第5回本審  
(総括等)

3月第1週  
までを目途  
に開催

(中賃目安答申 未定)

第2回本審  
(目安伝達)  
第1回専門部  
会(参考人聴  
取)

第2回特定最  
賃専門部会

第2回専門部  
会(金額審  
議)





# 「業務改善助成金」のご案内

～ニーズに応えた低額のコースを新設～

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

## 助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、  
設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）  
などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ



設備投資等

設備投資等に要した  
費用の一部を助成

詳しくはHPをご覧ください！

 [業務改善助成金](#) 検索



## 概要

※令和3年2月1日より申請受付開始

コース区分	引上げ額	引き上げる 労働者数	助成 上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円以上	1人	20万円	以下の2つの要件を 満たす事業場  ・事業場内最低賃金と 地域別最低賃金の差額が 30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金 900円未満】 4 / 5 <sup>(※2)</sup> 生産性要件を満たした場合は 9 / 10 <sup>(※1)</sup>
		2～3人	30万円		
		4～6人	50万円		
		7人以上	70万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の2つの要件を 満たす事業場  ・事業場内最低賃金と 地域別最低賃金の差額が 30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金 900円以上】 3 / 4 生産性要件を満たした場合は 4 / 5 <sup>(※1)</sup>
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		

(※1) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

(※2) 対象は、地域別最低賃金900円未満の地域のうち事業場内最低賃金が900円未満の事業場です。（令和3年1月現在）北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の39地域。

○助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

## 助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、  
最寄りの都道府県労働局に提出

審査

交付決定後、  
提出した計画に  
沿って事業実施

労働局に  
事業実施結果  
を報告

審査

支給

## ご留意頂きたい事項

- ◆ 過年度に業務改善助成金を活用した事業場も、助成対象となります。
- ◆ 事業完了の期限は令和4年3月31日です。

## お問い合わせ先

- ◆ 全国47都道府県にある「**働き方改革推進支援センター**」に、お気軽にお問い合わせください。
- ◆ 「働き方改革推進支援センター」の所在地及び電話番号は、インターネットでご確認ください。



## 申請先

- ◆ 助成金の申請窓口は、都道府県労働局です。事業場がある地域の労働局にお問い合わせください。  
【担当部署】各労働局雇用環境・均等部（室）

## 働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や  
運転資金の融資を行っています。  
詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫

## 【参考：令和3年度の業務改善助成金について（予定）】

コース区分	引き上げる 労働者数	助成 上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	1人	20万円	以下の2つの要件を 満たす事業場  ・事業場内最低賃金と 地域別最低賃金の差額が 30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金 900円未満】 <b>4 / 5</b> 生産性要件を満たした場合は <b>9 / 10</b>
	2～3人	30万円		
	4～6人	50万円		
	7人以上	70万円		
30円コース	1人	30万円		
	2～3人	50万円		
	4～6人	70万円		
	7人以上	100万円		
60円コース	1人	60万円		
	2～3人	90万円		
	4～6人	150万円		
	7人以上	230万円		
90円コース	1人	90万円		
	2～3人	150万円		
	4～6人	270万円		
	7人以上	450万円		
				【事業場内最低賃金 900円以上】 <b>3 / 4</b> 生産性要件を満たした場合は <b>4 / 5</b>

(※) 上記コースは、令和3年度予算の成立が前提のため、今後、変更される可能性がありますので、ご注意ください。

# 「秋田県働き方改革推進支援センター」の ご案内

『働き方改革』に取り組む事業主の皆さまを支援します。

就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用などについて、  
社会保険労務士等の専門家が無料でご相談に応じます。

電話、メール、来所により相談を受付

## 【秋田県働き方改革推進支援センター】

お問合せや  
ご相談は  
こちらまで

フリーダイヤル：0120-695-783

※一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、Tel：018-865-5335（有料）

メール：akita2@akita-sr.or.jp

住 所：秋田市大町3-2-44 大町ビル3階

【受付時間】9：00～17：00（土日祝および年末年始を除く）

秋田県社会保険労務士会 受託運営

- ▶ ご希望に応じて、専門家が直接企業に訪問することも可能です。
- ▶ 出張相談会・セミナーも開催いたしますのでご活用ください。

働き方改革全般について、様々なご相談を受け付けます

例えば、以下のようなお悩みをもつ事業主の方からのご連絡をお待ちしております。

- 36協定について詳しく知りたい
- 非正規の方の待遇をよくしたい
- 賃金引上げに活用できる国の支援制度を知りたい
- 人手不足に対応するため、どのようにしたらよいか教えてほしい
- 助成金を利用したいが、利用できる助成金分からない

どうぞお気軽に、  
ご相談ください。

等



# 秋田県働き方改革推進支援センター相談申込書

相談をご希望の場合は、直接お電話いただくか、相談申込書に事業所情報等をご記入のうえ、FAXをご送信ください。折り返しご連絡させていただきます。  
相談内容に応じて、社会保険労務士等の専門家派遣による支援にも対応いたします。

**FAX : 018 - 823 - 3883**

平成 年 月 日

貴事業所	名称			
	所在地	〒 (電話 :            -            -            / FAX :            -            -            )		
	代表者名	ご担当者名等	部署名 : 氏名 :	
		E-Mail :		
	資本金の額 又は出資の総額	常時雇用する 企業全体の 労働者数	人	(うち非正規雇用労働者 人)
産業分類 (いずれかに○)	A 農業・林業 B 漁業 C 鉱業・採石業・砂利採取業 D 建設業 E 製造業 F 電気・ガス・熱供給・水道業 G 情報通信業 H 運輸業・郵便業 I 卸売業・小売業 J 金融業・保険業 K 不動産業・物品賃貸業 L 学術研究・専門・技術サービス業 M 宿泊業・飲食サービス業 N 生活関連サービス業・娯楽業 O 教育・学習支援業 P 医療・福祉 Q 複合サービス事業 R サービス業 (他に分類されないもの)			

① **ご相談内容** ※該当する項目に○をつけて下さい。(複数選択可)

- ・ 同一労働同一賃金
- ・ 労働時間等の労務管理
- ・ 生産性向上による賃金引上げ
- ・ 人手不足関係
- ・ 労働条件管理全般
- ・ 賃金、賞与、退職金制度
- ・ 労働時間、休日、休暇等
- ・ 就業規則他諸規定、各種労使協定
- ・ 社会保険、労働保険
- ・ 人材募集・育成、教育訓練
- ・ 職場環境、労働安全衛生
- ・ 退職、定年再雇用、解雇等
- ・ 業務改善助成金等の支援策
- ・ 業務改善助成金以外の助成金
- ・ 労働紛争、セクハラ、パワハラ等
- ・ その他 ( )

② **専門家による派遣支援を希望する場合は○をつけて下さい。** ・ 派遣を希望します

③ **出張相談会での相談を希望する場合は○をつけ、希望月日・開始時刻と会場名をご記入ください。**

・出張相談会での相談を希望します ( 月 日 時 分開始 会場 : )

※相談時間は原則として1時間以内とさせていただきます。

※同一時間帯にご相談希望が重なった場合は、ご連絡のうえ調整させていただく場合があります。

④ **貴事業所に関与している社会保険労務士はいらっしゃいますか？** ・ いる ・ いない

⑤ **その他ご要望等がございましたらご記入ください。** ( )

## 業務改善助成金の申請事例

令和2年度 秋田労働局

No.	社名	業種	事業規模 (労働者数)	事業場内 最低賃金の 引上げ額	最低額	引上げ 対象者数	総事業費	申請額	内 容
1	A社	老人福祉・介護事業	33	25	809	5	674,000	600,000	電動介護リフトの導入
2	B社	そば・うどん店	3	30	820	2	181,000	145,000	大型冷蔵庫の導入
3	C社	耕種農業	3	30	795	2	756,000	500,000	もみ殻散布機、高性能二面草刈り機等の導入
4	D社	パン・菓子製造業	7	90	792	6	2,786,000	2,229,000	業務用スチームコンベクションの導入
5	E社	専門料理店	10	30	792	4	750,000	600,000	除雪機の導入

# 業務改善助成金の申請事例

平成31年度 秋田労働局

No.	社名	業種	事業規模 (労働者数)	事業場内 最低賃金の 引上げ額	最低額	引上げ 対象者数	総事業費	申請額	内 容
1	A社	運輸業	23	30	770	14	5,150,000	1,000,000	キャリアカーの導入
2	B社	パン小売業	5	30	770	1	890,000	500,000	全自動分割丸目機の導入
3	C社	パン小売業	6	30	768	5	338,639	270,000 総事業費の4/5	・ラベルプリンターの導入 ・ICタイムレコーダーの導入
4	D社	米穀類小売業	3	30	800	1	1,420,000	500,000	フォークリフトの導入

## ◎秋田県最低賃金の掲載状況【令和2年度】

R3.2.24現在

	市町村名	広報誌	H P
1	秋 田 県		○
2	潟上市	○	
3	大潟村	○	
4	秋田市	○	○
5	男鹿市	○	○
6	井川町	○	
7	八郎潟町	○	
8	五城目町	○	○
9	能代市	○	○
10	三種町	○	○
11	八峰町	○	○
12	藤里町	○	○
13	小坂町	○	○
14	大館市	○	○
15	北秋田市	○	○
16	上小阿仁村	○	
17	鹿角市	○	○
18	羽後町	○	○
19	湯沢市	○	○
20	横手市	○	○
21	東成瀬村	○	
22	仙北市	○	○
23	大仙市	○	
24	美郷町	○	○
25	由利本荘市	○	○
26	にかほ市	○	○
27			

25/26=96.1% 19/26=73.0%

令和元年度： 25/26=96.1% 18/26=69.2%

商工会名	広報誌	H P
秋田商工会議所	○	
河辺雄和商工会		
男鹿市商工会		
湖東3町商工会	○	
潟上市商工会		
能代商工会議所	○	
藤里町商工会	○	
ニツ井町商工会	○	
三種町商工会	○	○
白神八峰商工会	○	○
大館商工会議所	○	
大館北秋商工会	○	○
北秋田市商工会	○	○
かつの商工会	○	○
上小阿仁村商工会		○
横手商工会議所	○	
湯沢商工会議所	○	○
羽後町商工会	○	
よこて市商工会	○	○
ゆざわ小町商工会	○	
東成瀬村商工会	○	
大曲商工会議所	○	
大仙市商工会		
美郷町商工会	○	○
仙北市商工会	○	○
由利本荘市商工会		○
にかほ市商工会		○

20/27=74.0% 12/27=44.4%

令和元年度： 16/27=59.2% 19/27=70.3%